



ご存じですか？ 民生委員・児童委員

地域における困りごとのつなぎ役 

守秘義務のある民生委員・児童委員は、地域の身近な相談相手です。

誰に相談したらよいかわからない介護のことや子育てのこと、ひとりで抱え込まずご相談ください。

稚内市民生委員児童委員連絡協議会 事務局 稚内市中央4丁目16番2号
でんわ 24-3317

支えあう 住みよい社会 地域から

ぜんみんじれん 
※全国民生委員児童委員連合会